

広見地区センター太陽光発電設備導入事業 募集要項

可児市（以下、「市」という）では、令和４年７月に「ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、2050年の二酸化炭素排出量実質ゼロを目指し、地球温暖化対策を進めている。

本事業は、PPA方式による広見地区センターへの太陽光発電設備（以下、「設備」という）の導入により、市の率先行動を可視化し、市域の再生可能エネルギーの導入を促進することを目的とした事業（PPA事業）を、プロポーザル方式により公募する。

1. 事業概要

（１）事業名

広見地区センター太陽光発電設備導入事業（PPA事業）

（２）事業内容及び実施場所

事業者は、広見地区センターに設備を導入し、設備の運転管理、維持管理を自らの責任で行うものとする。また、当該設備で発電した電力を、当該設備を設置した施設に供給するものとする。

詳細は、別紙「広見地区センター太陽光発電設備導入事業仕様書」のとおり。

（３）事業期間

運転期間は、原則として運転開始日から20年間とする。

詳細は、別紙「広見地区センター太陽光発電設備導入事業仕様書」のとおり。

（４）契約単価等

契約単価には、設備の設置、運用、維持管理等、本事業の目的を達成するために必要となる一切の諸経費を含めるものとする。また、原則として契約単価は、契約期間中一定額とする。

市は、参加表明書を提出した者に対し、上限単価を通知する。

基本料金単価の設定は、行わないものとする。

詳細は、別紙「広見地区センター太陽光発電設備導入事業仕様書」のとおり。

2. プロポーザルの方式

公募型

3. 参加資格等

（１）事業者の構成

単独の法人とする。

（２）事業者の参加資格

- ① 可児市競争入札参加資格者名簿に登録されている者又は可児市競争入札参加資格申請に係る審査を受けている者であること。
- ② 日本国内に本社又は支社を有し、専門技術者等の十分な業務遂行能力及び適切な執行体制を有していること。
- ③ 企画提案書に基づく太陽光発電事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財

政能力を有すること。

- ④ 本事業と類似の事業履行実績として、過去 5 年度の期間において実績を有すること。類似の事業とは、高圧施設の屋上、屋根又はカーポートにおいて太陽光発電設備の設備設計及び施工を行い、施設管理者に電気を売却する事業を指す。

- ⑤ 本事業を実施する体制の中に、以下の資格を有する者及び許可を受けている者を含めること。

- ・ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士の資格
- ・ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）による第一種、第二種又は第三種電気主任技術者の資格
- ・ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）による電気工事業に係る一般建設業又は特定建設業の許可

上記資格及び許可は、本事業を実施する体制に含まれる協力事業者の中でも構わない。

- ⑥ 次のいずれの項目にも該当しないこと。

（ア）契約を締結する能力を有しない者

（イ）破産者で復権を得ない者

（ウ）自治体との契約等において、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人、その他使用人として使用する者。ただし、その事実があった後 3 年を経過した者については、その限りではない。

（エ）破産法（平成 16 年法律第 25 号）第 18 条又は第 19 条に基づく破産手続きの開始の申し立て、又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者。ただし、更生手続きの開始決定又は更生計画の認可決定がなされている場合は、この限りではない。

（オ）国税及び地方税を滞納している者

（カ）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団その他反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者

（キ）当該自治体競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止措置を受けている期間中にある者

4. 募集要項の配布・公表

（３） 配布期間

令和 8 年 9 月 16 日（水） 8 時 30 分から令和 8 年 10 月 9 日（金） 17 時まで

（４） 配布方法

可児市市民文化部環境課で配布する。（〒509-0292 岐阜市可児市広見一丁目 1 番地）
また、市ホームページ（<http://www.city.kani.lg.jp/>）からダウンロードも可能。

※郵送での配布は行わない。

5. 参加表明書等の提出

原則として、紙資料にて提出する。

なお、追加としてデータを保存した電子媒体（CD-R）を求める場合がある。

（1）提出書類（各 1 部ずつ）

- ア 参加表明書（様式 1）
- イ 会社概要（様式 2）
- ウ 契約実績表（様式 3）
- エ 登記事項証明書
- オ 誓約書（様式 4）
- カ 貸借対照表及び損益計算書（直近のもの）
- キ 納税証明書（国税・地方税等）

（2）提出方法

環境課へ持参又は郵送により提出する。

可児市市民文化部環境課…〒509-0292 岐阜県可児市広見一丁目 1 番地

（3）提出期限

令和 8 年 10 月 9 日（金）17 時（必着）

（4）参加辞退

参加表明書の提出後に、何らかの理由によりプロポーザルへの参加を辞退する場合は、令和 8 年 10 月 21 日（水）までに辞退届（様式 5）を提出すること。

（5）参加資格の審査

参加表明書の提出が無い者からの企画提案は受け付けない。参加資格の審査結果については、令和 8 年 10 月 26 日（月）までに参加表明書の提出者すべてに対し、参加表明書に記載されたアドレスへ電子メールで通知する。

（6）参考資料の交付

提出者には、施設の図面（屋根伏図・矩計図・単路結線図・電気室図面等）、構造計算書及び、施設の 1 年間の電力使用量の 30 分値、現在の電力契約の情報、上限単価を提供する。

6. 質問の受付及び回答

本事業の企画提案に関する質問は、「質問書」（様式 6）を提出するものとする。

（1）質問受付

ア 受付期間

令和 8 年 9 月 16 日（水）8 時 30 分から令和 8 年 10 月 5 日（月）17 時まで（必着）

イ 提出方法

電子メールにて質問書を添付して環境課宛てに提出する。件名には、「P P A 事業質問書」と記載すること。その他の方法による質問は受け付けない。

ウ 提出先

提出先メールアドレス：kankyo@city.kani.lg.jp

(2) 回答

回答は、ホームページに令和8年10月7日(水)までにすべての質問に対する回答を掲載する(質問を行った法人名等は公表しない)。なお、提出期限までに到着しなかった質問に対しては、回答しない。

7. 現地調査及び図面等閲覧

(1) 現地調査

下記期間に対象施設の見学を行う。施設見学を希望する場合は、令和8年10月2日(金)までに環境課へ電子メールで申し込むものとする。件名には、「P P A事業現地見学希望」と記載すること。

なお、施設見学にあたっては、環境課、施設住宅課及び施設管理者の指示に従うこと。見学期間は、令和8年9月16日(水)から10月9日(金)までの間で、市が指定する日付にて現地調査を実施する。

(2) 図面等閲覧

交付した参考書類以外の図面等の閲覧を希望する場合は、令和8年10月2日(金)までに環境課へ電子メールで申し込むものとする。件名には、「P P A事業図面等閲覧希望」と記載すること。

図面等の閲覧は、令和8年9月16日(水)から10月9日(金)までの間で、市が指定する日付にて行うこと。

8. 企画提案書の提出

(1) 提出書類

① 企画提案提出書(様式7)

② 企画提案書

以下のアからオを企画提案書とする。

ア 事業の実施内容(任意様式)

イ 事業実施体制(任意様式)

ウ 過去の類似業務実績(任意様式)

エ チェックリスト(様式8)

別紙仕様書を参照のうえ、以下の内容で作成すること。

ア. 事業の実施内容

○ 実施方針

提案の基本方針・概要・設備の平常時のシステム構成図等を記載すること。

○ 太陽光発電設備容量

・施設における想定設備容量(太陽光発電設備定格出力(kW)及びパワーコンディショナーの最大定格出力(kW))を検討すること。

- 自家消費電力量及び温室効果ガス排出削減量
 - ・施設における想定自家消費電力量を検討すること。検討にあたっては、施設の自家消費電力量（kWh）が最大となる考え方を示すこと。
 - ・温室効果ガス排出量削減の算定に当たっては、係数は 0.411kg-CO₂/kWh を用いること。
 - 設備設置仕様
 - ・太陽光発電設備の設置場所、設置方法（架台等）、検討において想定した設備仕様（寸法、重量等を含む。）を記載すること。
 - ・想定する設置場所、設置方法における J I S C8955 に定められている荷重（風圧、積雪、地震等）に対する太陽光発電設備の耐荷重を、風速、積雪量、震度等を用いて記載すること。市での設計積雪量は 0.3m であることに注意すること。
 - ・太陽光発電設備の単位面積当たりの重量（基礎、パネル重量込み：単位kg/m²）を記載すること。
 - 提案単価及び発電設備導入前後の電気料金（参考見積）
 - ・単価は、原則として事業期間中一定とし、市から提示した上限単価をもとに提案すること。
 - ・電気料金の概算については、運転期間中における市の負担として算出すること（運転期間最長 20 年間分の電気料金シミュレーション等、国補助金を合わせた額等も入れた場合の算出根拠を含む。）。
 - その他独自提案
 - ・市の特性を踏まえた独自提案
 - ・環境教育に係る取組
 - ・本事業を通じて市が推進する各種施策に貢献する提案
- イ．事業実施体制
- 事業実施体制図
 - 工事計画概要（設備導入工程表）、実施体制（本業務に従事予定の総括責任者、担当者、予定技術者経歴書、資格証の写し、許可通知書の写し等を記載又は添付）、事業フロー及び運転期間における維持管理等のスケジュール
 - 事業者が行う業務における市内業者の活用について記載すること。
 - 運転期間における維持管理・メンテナンス等の計画（定期点検、設備交換計画、遠隔監視の有無等）、実施体制
 - 事業者の経営状況（5 年間）
 - 貸借対照表、経常利益（又は営業利益率）、流動比率、自己資本比率等
 - 工事費、運転管理、維持管理及び撤去のための費用、資金調達を含めた事業資金計画
 - 故障、緊急時の対応体制図
 - 事業実施中のリスクに対する対策
 - 損害保険の補償額、適用範囲、その他の対策等を記載すること。

○ 事業実施に関する保証

設備の導入、運転期間中、撤去までに係るすべての保証

ウ. 過去の類似業務実績（複数件数が望ましい。）

実績を証明するものとして、契約書や仕様書、協定書等の写しを提出すること。

（契約が証明できる部分のみの写しで良い。）

エ. チェックリスト（様式 8）

様式 8 の記載項目について○をつけて提出する。

（2）企画提案書作成にあたっての留意事項

- ・企画提案書（表紙）をつけ、表題を「広見地区センター太陽光発電設備導入事業 企画提案書」と記載すること。
- ・副本は、業者が特定できる要素の記載については禁止とする（企業名・ロゴ等の記載）。
- ・A 4 版を基本とすること。一部 A 3 版の使用も認めるが、その場合は三つ折りにして綴じること。
- ・両面印刷で 10 枚以内とし、カラー印刷とする。
- ・ページの通し番号を付すこと。
- ・表紙、目次及び参考見積書はページ数にカウントしない。
- ・文書の補完のための写真、イラスト等を用いることも可とする。
- ・提案書の提出期限後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めない。
- ・提出できる企画は、1 提案者につき 1 案までとし、複数案の提案は認めない。また、1 案の中に複数パターンの企画が含まれる提案も認めない。

（3）提出部数

正本 1 部、副本 11 部を提出する。（企画提案提出書（様式 7）は原本一部のみでよい）

（4）提出方法

上記提出書類を環境課へ持参又は郵送により提出する。

可児市市民文化部環境課…〒509-0292 岐阜県可児市広見一丁目 1 番地

（5）提出期間

令和 8 年 10 月 27 日(火) 8 時 30 分から令和 8 年 11 月 2 日(月)17 時まで（必着）

9. プレゼンテーション審査

（1）日時、会場

令和 8 年 11 月 10 日(火)（予定） 会場は別途通知する。

（2）発表方法

企画提案書を用いた説明とする。

（3）発表時間について

1 企画提案者あたりプレゼンテーション 20 分、質疑 10 分（予定）。なお、企画提案者数に応じて変更する場合がある。

（4）選定結果の通知、結果に対する質問

選定結果は、プレゼンテーション審査後、すべての参加者に速やかに文書により通知

する。選定された事業候補者にはその旨を付して通知する。また、事業候補者の名称及びすべての参加者の評価点（合計点のみ）を市ホームページ上に公開する。

なお、評価内容についての問い合わせには応じないものとし、選定結果に対して異議申し立てはできないものとする。

(5) その他

- ①審査に当たっては、審査委員会の各委員が「評価基準」に基づき採点し、最も優れた企画提案者を本件業務の事業候補者として決定する。なお、企画提案者が1者の場合でも審査を実施する。
- ②プレゼンテーションへの出席者は、3名以内とする。なお、事業が特定できる名札等を着用しないこと。
- ③プレゼンテーションは、企画提案書に記載された内容を逸脱しない範囲で行い、事業者が特定できる説明は行わないこと。
- ④プレゼンテーションにパワーポイント等のスライドを用いる場合は、令和8年11月5日(木)までにデータを環境課宛てに電子メールにて送付すること。なお、投影する資料は企画提案書の内容を逸脱しないこと。
- ⑤プレゼンテーションにおいては、本市が用意するノートパソコン、プロジェクター、スクリーンを使用するものとする。それ以外に必要な機材(ポインター等)は参加者が準備すること。
- ⑥遅刻又は欠席した場合は、参加申込を辞退したものとみなす。

10. 審査の方法

「広見地区センター太陽光発電設備導入事業審査会」において審査し、事業候補者を選定する。

(1) 評価項目及び審査基準

別紙「評価項目及び審査基準」の通り

(2) 事業候補者の選定

上記の評価項目において、プレゼンテーションをもとに審査員が審査・評価をする。

- ①合計評価点の高い者から順位をつけ、順位の最も高い者を事業候補者として選定する。また、第2位の者を次点事業候補者とする。
- ②事業候補者が辞退を申し出た場合や、事業候補者としての決定を取り消された場合は、次点事業候補者を事業候補者とする。
- ③評価点の同じ者が2者以上ある時は、次の順位で事業候補者を選定する。
 - ア 評価項目に最低点数の評価がない者
 - イ 提案金額が最も低い者。提案金額も同額の場合は、くじにより事業候補者を決定する。
- ④参加者が1者の場合においても、書類審査及びプレゼンテーション審査を実施し、提案内容が優れていると認める場合には、事業候補者として選定する。
- ⑤各審査委員の持ち点（170点）を合計とした値(満点)の6割を基準とし、基準点を満たさない者は対象としない。

11. スケジュール

本企画競争実施に係るスケジュールは以下のとおり予定している。

項目	日程
公募要項等の公開・配布	9月16日(水)～10月9日(金)17時
参加表明書等の受付	9月16日(水)～10月9日(金)17時
質問の受付	9月16日(水)～10月5日(月)17時
質問の回答期限	10月7日(水) ホームページで回答
現地調査・図面等閲覧	9月16日(水)～10月9日(金)17時
企画提案書の提出	10月27日(火)～11月2日(月)17時
プレゼンテーション・審査委員会	11月10日(火) (予定)
審査結果の通知・公表	11月下旬

12. その他留意事項

(1) 著作権等に関する事項

- ア 企画案の著作権は原則として各提案者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は市に帰属する。
 - イ 提案者は、市に対し、提案者が企画案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
 - ウ 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
 - エ 提出された企画案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、可見市情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。また、提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。
- (3) 提出書類は、本プロポーザルの実施以外の目的には使用しない。
- (4) 本企画提案に係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (5) 採用となった企画提案については、企画内容の一層の充実を図るため市と事業候補者の協議により、内容の一部を調整する場合がある。

13. 失格要件

参加表明書提出後に、以下のいずれかに該当すると判明した場合は、企画提案書類を受け付けず、または評価をせず、もしくは事業候補者としての選定を取り消すものとする。

ア 参加資格を満たしていないことが判明したとき、または満たさないこととなったとき。

- イ 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- ウ 不正な利益を図る目的で審査会委員等と接触し、または利害関係を有することとなったとき。
- エ 提出した企画提案書の内容が業務仕様書の水準を満たしていないことが明らかであると認められるとき
- オ その他、審査会が不適切と判断したとき。

14. 契約の締結について

選定した事業候補者と仕様書に基づき詳細を協議し、詳細設計等の事業者自らが事業の安全性等を確認した書類について市の確認を受けたのち、確定とする。

なお、協議が不調に終わった場合、失格要件の事項に該当する場合及び可児市競争入札参加資格の認定を受けられなかった場合は、審査会において次点とされた者と交渉する場合がある。

契約の締結は、本事業に係る予算が原案どおり可決された場合に行うものとし、本事業に係る予算が原案どおり可決されなかった場合、又は減額修正等があった場合は、本プロポーザルに基づく契約締結を行わないことがある。

なお、このことにより参加者に損害が生じた場合であっても、市はその賠償の責を負わない。

15. 担当課

可児市市民文化部環境課 環境政策係 担当：富田、渡邊

(平日 8 時 30 分～17 時 15 分)

住所 〒509-0292 岐阜県可児市広見一丁目 1 番地

電話 0574-62-1111 (内線 3401, 3402)

FAX 0574-63-6816

電子メールアドレス kankyo@city.kani.lg.jp

<評価項目及び審査基準>

評価項目		評価の視点	配点				
			良い	やや良い	普通	やや悪い	悪い
技術提案	導入設備の内容	技術提案の具体性及び妥当性	10	8	6	4	2
		設備容量に関する具体提案	15	12	9	6	3
		ゼロカーボンシティの実現に資する提案か	15	12	9	6	3
	独自提案	市の特性を生かした独自提案となっているか、効果が期待できるか	10	8	6	4	2
実施体制	工事遂行能力	実施体制、施工スケジュール	10	8	6	4	2
	業務遂行能力	メンテナンス計画	10	8	6	4	2
		維持、管理等の実施体制	10	8	6	4	2
	事業実施中のリスク対応	事業実施中に発生するリスクについて、対応できる提案となっているか	10	8	6	4	2
	事業実施に係る保証	設備の導入、運転期間中、撤去まで対応できる提案となっているか	10	8	6	4	2
	長期契約における事業継続性についての保証	事業継続を保証できる提案となっているか	10	8	6	4	2
	保証、損害保険	保証期間、保証内容、損害保険等は妥当か	10	8	6	4	2
	地域貢献	環境教育に係る取組、市施策への貢献について提案されているか。	10	8	6	4	2
実績	会社概要	財務状況等について、資金調達に問題がないか（経常利益・黒字年数・自己資本比率）	15	12	9	6	3
	類似実績	過去に類似する施工実績があり、問題なく実施が見込めるか	10	8	6	4	2
電気料金（概算単価）		施設の提案単価は、上限単価を十分に下回っているか。	「良い」を15点（満点）とし、提案単価により配点する。				

合計 170 点満点